

# 水戸市立常澄中学校の部活動に係る活動方針

平成 30 年 9 月 28 日

## 1 部活動の基本的な考え

- 部活動は学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力、技術の向上や健康の増進に効果的な活動であることから、学校教育の目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全教職員の共通理解のもと、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運営を図っていく。

## 2 部活動の休養日の設定

- 週当たり 2 日以上（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日はいずれか 1 日以上）を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。  
（8 月 12 日から 15 日まで、12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
- 定期テスト（中間、期末、学年末）前 2 日間は部活動を中止して、学習に専念する。

## 3 部活動の活動時間

- 1 日の活動時間は、平日は 2 時間程度、休業日は 3 時間程度とする。この時間は、活動に充てる時間とし、その前後に準備や片付・ミーティングの時間を別に設けても良い。  
（但し、休業中の練習試合や大会等はこの限りではない。）
- 高温時は、県が定める WBGT の数値を基準に、活動を中止する。

## 4 部活動の朝の活動

- 原則として、朝の活動は行わない。  
（但し、総体、新人戦 1 か月前から敗退した日までは、顧問が活動の希望を申請し、学校長が認めた場合は、活動を認める。活動時間は、7：20 から 7：50 までとし、登校時刻は 7：00 以降とする。）
- 長期休業中の早朝の練習は朝練習と考えない。

## 5 冬季の活動

- 11 月から 1 月までの 3 か月間は、冬期活動期間（鍛錬期）として、部活動全体でランニングをする活動等を取り入れ実施する。

## 6 部活動優先日

- 生徒及び顧問が一斉に活動を開始できる日を週 1 日設定する。本校では、水曜日とする。

## 7 参加大会の見直し

- 校長は、茨城県中学校体育連盟及び水戸市教育委員会が定める、参加する大会数の目安に沿って、参加する大会を精査する。  
（茨城県中学校体育連盟主催の大会を含め、1 か月当たり 1 大会までとする。練習試合はそれに含まない。）

## 8 文化部の活動

- 県運営方針の「2 適切な運動部活動の運営のための整備体制」「4 適切な休養日等の設定」について準じた取り扱いをする。（吹奏楽部は、中央地区 1 カ月前から朝練を許可する。また、行事、コンテスト等で必要な場合は申し出により許可する。）

## 9 その他

- 月ごとの部活動全体計画を作成し、ホームページにアップする。
- 全ての部活動は、本校部活動規定に基づき、活動にあたるものとする。